

News  
Letter

## RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所  
〒171-8501  
東京都豊島区西池袋3-34-1  
03-3985-4264  
<http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/>

第 4 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

## フランス担保法の新たな展開

## ～20世紀末から21世紀初頭のフランスにおける担保法の展開～

2005年2月23日（水）、立教大学太刀川記念館3階多目的ホールにおいて、第5回法務研究科特別セミナーが開催されました。

「フランス担保法の新たな展開～20世紀末から21世紀初頭のフランスにおける担保法～」をテーマにフランスの民法学の第一人者であるパリ第2大学のピエール・クロック教授による発表の後、野澤正充法務研究科教授、金山直樹慶應義塾大学教授を交えて活発な議論が行われました。当日は多くの研究者、及び法務研究科院生が熱心に聴講する姿が見られました。



## 立教大学ビジネスロー研究所 所員 (ABC順)

所長 角 紀代恵 (法学部教授、民法)	小林 憲太郎 (法学部助教授、刑法)
所員 浅妻 章如 (法学部専任講師、租税法)	松井 秀征 (法務研究科・法学部助教授、商法)
淡路 剛久 (法務研究科教授、民法)	野澤 正充 (法務研究科教授、民法)
舟田 正之 (法学部教授、経済法)	奥野 寿 (法学部専任講師、労働法)
濱野 亮 (法学部教授、法社会学)	坂本 雅士 (経済学部助教授、税務会計)
橋本 博之 (法務研究科教授、行政法)	高橋 美加 (法学部助教授、商法)
早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭 将之 (法学部専任講師、英米法)
石川 淳 (社会学部助教授、労務管理)	東條 吉純 (法学部助教授、国際経済法)
伊沢 和平 (法学部教授、商法)	上野 達弘 (法学部助教授、知的財産法)

## 第4回 法務研究科特別セミナー

「企業に対する監視と制裁のあり方～刑法・会社法の交錯～」

### 講師・パネリスト/

大寄 淳（東京地方裁判所判事補）  
小林憲太郎（法学部助教授、刑法）  
島田聡一郎（上智大学法学部助教授・刑法）  
松井 秀征（法務研究科助教授・商法）  
村松 幹二（法務総合研究所研究官）  
（以上、五十音順）

日時/ 2005年1月11日（火曜日） 18：00～20：30

場所/ 8202教室



### 基調報告（要旨）

#### ■松井 秀征（法務研究科助教授・商法）

自動車メーカーによる長年にわたるリコール隠し事件等にも見られるとおり、この数年、わが国を代表する企業による違法行為は枚挙に暇がない。企業経営も人間の行うものである以上、不祥事の発生自体は不可避であるが、これを放置することは、倫理的、法的に容認しがたい人権侵害や、重大な経済的非効率性を招く恐れがある。したがって、企業活動の中で違法行為が行われぬよう、適切にそれを監視するシステムの構築、また万一それがなされた場合に制裁を加えるシステムの整備は不可避である。

さて、構成員が違法行為を行った法人に対しては、行政上、あるいは刑事上、高額の金銭的制裁が加えられることがある。そして、平成5年の商法改正により代表訴訟の提起が容易になって以降、この金銭的制裁を法人たる会社が生じた損害と見て、代表訴訟により取締役等に請求するケースが見られる。だが、この動きには若干の疑問が生じる。法人に対する金銭的制裁は、違法行為を行った取締役とは別に、法人に制裁を科すべき何らかの理由があるからこそ、それが科されているのではないか。かりに、法人に対する金銭的制裁を損害賠償法上の損害として評価することは、これが事後に填補を予定されるものとなり、それを制裁として設けた趣旨に反するのではないか。しかも、取締役自身が違法行為を行って刑事責任を問われ、かつ両罰規定で法人たる会社に科された罰金につき、商法の規定で取締役の責任を追及するという例を考えると、事実上、一つの犯罪行為に対して二つの刑罰を科されることにもなりかねない。

その反面、法人に対する金銭的制裁が、法人の財産を減少させるという機能を有することは否めない。したがって、これが損害に当たるのかどうか、つまり取締役への転嫁を認めるかどうかを判断するについては、法人に対する個々の金銭的制裁に関する制度につき、いかなる政策目的を有しているのか、あるいは事後に填補を予定しているのかどうかを明らかにする必要が出てくるだろう。たとえば、平成16年改正により証券取引法に導入された課徴金制度は、違反行為により得た経済的利得相当額の剥奪を目的とし、この趣旨は犯罪行為による没収・追徴に関する規定との調整規定が置かれることで徹底されている。そうであれば当該制度は、まさに会社が生じた経済的利得剥奪規定であって、取締役の責任として転嫁することは想定されていない制度だといえるだろう。

このような検討はその他の制度でも必要であり、法人に対する刑事罰も例外ではないが、この点の検討は次の島田報告に委ねることとする。

#### ■島田聡一郎（上智大学法学部助教授・刑法）

現在、法人処罰は、証券取引法、法人税法などの特別刑法において、両罰規定がある場合に限って認められている。このため、たとえば、業務上過失致死傷罪や詐欺罪などについては、現行法では法人を処罰できない。しかし、このような刑法犯についても、社会的実態として、法人の犯罪、と評価できる場合が存在することは確かである。たとえば、薬害エイズミドリ十字事件、雪印乳業事件、三菱自動車事件などは法人による過失致死傷罪と評価しうるし、豊田商事事件をはじめとする組織的に行われる詐欺罪は、法人による詐欺行為と評価できる。また外国でも、伝統的に法人処罰を広く認めてきた英米法圏はもちろん、最近では、いわゆる大陸法系の諸国でも法人処罰を認める国が多くなってきている。

このような状況の下、わが国において、刑法犯に法人処罰規定を導入すべきか否かを検討したのが本報告である。まず、①法人処罰のメリットとデメリットをふまえ、さらに、②現在の両罰規定をめぐる判例、学説の議論を紹介し、その上で自説を展開した。①については、特に、法人処罰が単に株主の負担になってしまうのではないか、という批判に対して、むしろ、代表訴訟で取締役に対する罰金額の責任追及を認め、ただ、その割合を、取締役の個人責任に見合うようにすればよいのではないかと、との提言を行った。

これは、後半の討論における一つのポイントとなった。②については、個人の可罰的違法行為が存在しなくとも、企業内の複数人の違法行為を集積して、可罰的違法行為と評価できれば足りる、とする、いわゆる企業組織体責任論について、このような考え方は、企業内に存する人的物的瑕疵と結果とのつながりをきちんと認定せずとも処罰することに繋がりがねず、立法論としても疑問があると述べた。この点も、後半の討論でかなり議論された点である。さらに、③法人の免責基準と、いわゆるコンプライアンス・プログラムとの関係、④法人の故意過失の認定方法、⑤罰金の多様化、さらには、保護観察等のそれ以外の制裁のあり方にも言及し、聴講者が、この問題を総合的にとらえることができるように試みた。

### ■大寄 淳 (東京地方裁判所判事補)

法人処罰については、私の限られた経験からすると、税法違反を除きそれほど多く見かける事案ではないことから、報告者及び他のコメンテーターの方のコメントに興味深く聞いた。

法人処罰を積極的に認める国が多くなっているということからすると、我が国もかような方向へ進んでいくことが十分に考えられる。積極論者の説くメリットには魅力的な点があることからすればそのような流れも理解できるものである。もちろんメリットが十分当てはまるような類型について法人処罰の規定が設けられることが望ましいのであろう。

現行法の下では、刑罰として法人に科することができるものは罰金しかなく、また、これを完納することができない場合でも、自然人に対する場合と異なり、判決において労役場留置を言い渡すことができないから実効性に乏しい、すなわち、財産を有しないものと認められる法人に対しては、それ自体としては名目的な制裁に止まることとなることに留意する必要がある(実務においてもかような事案が見受けられないわけではない)。その意味で、諸外国で認められているという法人に対する罰金以外の刑罰(保護観察等)についての報告者の言及は興味を引いた。ただ、法人に対する保護観察といっても、例えば、特に罰金を支払えないような営利法人であったならば、市場からの退場という形で済む話のようにも思えるので、諸外国でどのような運用がされ、どの程度刑罰として機能しているのか、少しイメージが湧きにくいところがあるのもまた事実である。

法人に対する金銭的制裁を会社の損害とみて個人である取締役にその負担を求める現象に関しては、いうまでもなく論ずるのが難しい問題である。かような事例を前提として、個人に対する制裁と法人に対する制裁のバランスがとれるような刑罰等の仕組みを国内で構築しただけでは、報告者の発表で紹介された判決例のように諸外国において刑罰が科せられた場合には対応できないからである。

最後に、私のようなものが、常日頃あまり意識しない点につき話を聞く機会に参加させていただいたのは、主催の方等にはご迷惑であったろうが、自分としてはよい刺激となった。刑を量定するに際しては様々な角度から雑多な事情を考慮するものであるが、本日出た話の中で得た見方なども勉強させていただきたい。なお、もとより私のコメントは私的なものである。

### ■小林憲太郎 (法学部助教授・刑法)

法人処罰のアキレス腱は、「肉体も精神もない」法人に対して、自然人処罰を想定した従来の刑法理論を、はたして適用できるのかにある。島田氏は法人そのものの犯罪能力を肯定し、これを処罰の対象にすえることを認められた。わが国の刑法理論がその多くを負っているドイツにおいて、法人の犯罪能力を否定するのが通説であることに鑑みると、これは一つの前進と評することができよう。しかしこれでは法人そのものについて、主観面を含む伝統的な犯罪成立要件を検討することは困難であるという、最大の難問は残されたままになってしまう。そこで氏は、その行為を法人の行為と同一視できるような自然人を探し出し、彼/彼女

について伝統的な犯罪成立要件を検討することで、この難問を回避しようとする。

氏がこのような、いわば便宜の極致ともいべき解決策に手を伸ばされた背景には、おそらく刑事制裁の本籍は最終的には構成員である自然人にあり、ただ法人処罰を求める世論に応え、また強制捜査による証拠収集を可能とすべく、無理やり法人を刑事制裁体系の中に引きずり込んだという事情があったのかもしれない。現に氏は質疑応答の中で、同一視主体となる自然人が特定できず、しかし法人が明らかに全体として逸脱行動をしている場合には、行政制裁としての課徴金がふさわしいと述べられたのであった。

当日、議場にいた本研究所のメンバーの一人から、「伝統的な刑法ドグマに固執せず、刑事手続に乗せる必要性に応じて、柔軟に対処すればよいのではないか」との指摘がなされた。伝統的な刑法ドグマとは、代位責任の禁止とか責任主義を指すのであろう。

このような指摘が、すでに同様の思考方向を示す氏の報告を評価したものなのか、それともいまだ不十分だと批判したものなのかは明らかではない。ただ少なくとも現在の法人処罰理論は、残念なことに、この指摘に正面から反論するすべを持たないものである。

### ■村松幹二 (法務総合研究所研究官)

犯罪に対する制裁を考える際、刑法学では応報、一般予防(抑止)、特別予防(教育・矯正)という観点から議論され、予防については、犯罪学において犯罪者等の行動に関する仮説にもとづき、心理学、社会学的手法を用いて分析が行われる。同様に、企業犯罪については、企業の行動に関する研究にもとづき、制裁の効果を分析することは法政策上有用であると考えられる。企業の行動については、経済学、経営学等に研究の蓄積があり、ここでは経済学の視点から企業犯罪について見る。

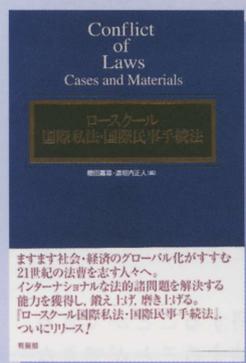
企業は利潤を上げることが目的とした組織であり、利潤は、売上から費用を引いたものである。このため「企業の計算において」行われる犯罪は、不当に売上を増やすものと、不当に費用を減らすものに分けられる。前者には、独占禁止法違反、詐欺的商法などがあるが、後者には業務上過失、公害・産廃問題、サービス残業、脱税、製品事故、手抜き工事など様々なものがある。前者は財産上の被害が多いが、後者には生命・身体の安全上の問題も多い。近年問題となり、報告者もあげた自動車メーカーによるリコール隠し、雪印乳業事件等は後者にあたる。

また従業員による事故・犯罪に対する監督責任も、企業にとっては管理コストの不当な削減という側面もある。企業に対する罰金は、このような不当な費用の削減が、企業の利潤につながらないことを示し、不当な費用の削減が、企業全体においても、個々の従業員レベルにおいても行われられないようにするインセンティブを企業に与える効果を持つ。また不当な費用の削減は、被害との因果関係が複雑である場合が多い。このため刑事司法等による捜査で因果関係を企業全体の中で明らかにし、責任の所在を明確にすることは、再発を防止し、企業のコンプライアンスの指針となると考えられる。

## 所員新刊紹介



伊藤渉・小林憲太郎・鎮目征樹・  
成瀬幸典・安田拓人 著  
(3章 小林憲太郎)  
「アクチュアル刑法総論」  
(2005年4月 弘文堂)



櫻田嘉章・道垣内正人 編  
(早川吉尚 分担執筆)  
「ロースクール 国際私法・  
国際民事手続法」  
(2005年4月 有斐閣)

## お知らせ

新年度に入り、ビジネスロー研究所では、新しい所員をお迎えすることになりました。新所員は、高橋美加先生（法学部・商法）、溜箭将之先生（法学部・英米法）です。なお、その他の所員につきましては、1頁の所員の欄をご覧ください。

第6回法務研究科特別セミナー「敵対的企業買収と防衛戦略～M&Aの観点からの会社法の考察～」が開催されます。世間を騒がせたニッポン放送株を巡るライブドアとフジテレビの攻防を題材に研究者と実務家による討論を行います。

日時：6月2日（木）18：30～20：30

講師・パネリスト：大杉謙一（中央大学大学院法務研究科教授）  
松井秀征（立教大学大学院法務研究科助教授）  
太田洋（弁護士・西村ときわ法律事務所）  
松古樹美（野村証券株式会社）

司会：早川吉尚（立教大学大学院法務研究科教授）

場所：11号館地下1階教室（AB01教室）

対象：法務研究科院生（教職員及び前日までに許可した院生・学部学生についても参加可能です。  
haya@rikkyo.ac.jpまでご連絡ください。）

## 編集後記

新しい年度も始まり、大変過ごしやすい季節になりました。本年度も、法務研究科特別セミナーに関する情報を中心に、研究所の情報をお届けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（M）